



組合要求事項

## **1. 雇用の安定確保**

- ①効率化、生産性向上の名の下不当な人員整理をしないこと。
- ②希望退職に名を借りた違法・不当な指名解雇をしないこと。

## **2. 公平公正な人事評価と処遇**

- ①明確で公平公正な人事評価基準を示し、その基準で人事評価をすること。
- ②処遇を不利益変更する場合必ず本人に弁明する機会を与えること。
- ③組合員の配転・出向・転籍を行う際には、事前に組合と協議し組合並びに本人の同意を得ること。
- ④懲罰の際は、労働組合参加の懲罰委員会を設置し、組合員を処罰・解雇する場合は事前に組合の同意を得ること。

## **3. 給与制度について**

- ①職位、職務、職責と給与支給額の明確な基準を提示すること。
- ②インセンティブ支給および支給額は、公正公平で明確な基準に基づき決定すること。

## **4. 現場の声を経営に反映させる**

- ①現場の業務実態を把握した経営をすること。
- ②現場従業員の意見、提案を経営に取り入れること。

## **5. 就業規則の見直し**

就業規則の改定を行う場合は組合と協議しその同意を得ること。

## **6. 不当労働行為防止について**

会社は組合および組合員に対して労働組合法第7条に規定する不当労働行為を行わないこと。